

山口県警察施設広告掲出募集（随時）

県では新たな財源確保、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、広告事業を行っております。

については、山口県総合交通センターへ掲出するポスター広告を募集します。

1 広告掲出場所

所在地 山口市小郡下郷 3 5 6 0 - 2

施設名 山口県総合交通センター 本館
交通安全学習館

利用者数 総合交通センター本館 約 1 3 0, 0 0 0 人 / 1 年
交通安全学習館 約 1 3, 0 0 0 人 / 1 年

2 広告規格

既設のパネルの規格に応じ、B 1 版縦型 (1, 030mm × 728mm) 又は B 2 版縦型 (728mm × 515mm) とする。

※ パネルは既設のもの以外の利用はできません。

なお、希望する場合は、パネルの規格より小さいサイズの広告を掲出することもできますが、申込価格等の条件は既存のパネルの規格によります。

3 募集枠数等

(1) 総合交通センター本館 9 枠

(2) 交通安全学習館 4 枠

※ 詳細場所については別紙 1「山口県警察施設掲出場所一覧表」、別紙 2「広告掲出位置図」及び別紙 3「掲出場所写真」のとおり。

4 広告掲出期間

広告掲出許可日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間

※ 広告内容は 1 か月単位で変更可能ですが、掲出前に県による審査が必要です。

5 申込価格（申込価格は消費税及び地方消費税を含む、税率 1 0 %）

規格	申込価格（1 ヶ月当たり）
B 1	1 枠 7, 0 0 0 円以上
B 2	1 枠 5, 0 0 0 円以上

※ 別途、下記の行政財産使用許可料が必要となります。（税率 1 0 %）

施設名	行政財産使用許可料（1 ヶ月当たり）			
総合交通センター本館	B 1	約 1, 2 5 6 円	B 2	約 6 2 7 円
交通安全学習館	B 1	約 9 1 6 円	B 2	—

※ 広告の申込期間は、1 ヶ月以上とし、月単位でお申し込み下さい。

※ 広告原稿等の作成に要する費用は、広告主の負担となります。

※ 申込期間中に消費税率の改正があった場合は、改正後の税率となります。

6 申込方法等

(1) 申込方法

掲載開始の1ヶ月前までに警察本部会計課管財係まで次に掲げる書類を持参又は郵送してください。

ア 山口県警察施設広告掲出申込書（ポスター広告）（様式1）

イ 行政財産使用許可申請書

※ イの添付書類として、定款及び決算報告書等の資産状況を示す書類などが必要となります。詳しくは、下記問い合わせ先までご連絡ください。

(2) 広告掲出者の決定方法

「8 広告掲出の要件」に基づき、山口県警察施設への広告掲出が適当と認めた者であり、広告枠毎に先着順で広告主を決定します。また、受付日が同日の場合は、広告掲出申込書に記載されている金額が高い者を広告主として決定します。

※ 郵送の場合は、申込書が到着した日を受付日とします。

※ 申込者が2者以上で申込金額も同額の場合は、くじにより広告主を決定します。

※ 広告主を決定したときは、各申込者に決定通知書を交付します。

7 広告関係規定

広告掲出に当たっては、「山口県広告取扱要綱」、「山口県広告掲載基準」、「山口県警察施設広告掲出実施要領」に基づいて行います。

8 広告掲出の要件

(1) 山口県広告掲載基準第3条に該当する業種又は事業者の広告は掲載できません。

(2) 山口県広告掲載基準第4条及び第5条に該当する内容の広告は掲載できません。

※ 詳しくは、「山口県広告取扱要綱」及び「山口県広告掲載基準」を参照してください。

(3) 広告内容については事前に審査を行います。

※ 審査の結果、広告内容の修正を指示する場合がありますので留意してください。

9 広告内容の変更

広告内容は、月ごとに変更することができますので、変更を希望する場合は、提出期限までに山口県警察施設広告掲出変更承認願（ポスター広告）（様式6）と広告案（A4サイズ）2枚を提出してください。なお、提出期限は、毎月15日頃ですが、土日祝等により前後しますので、必ず下記問い合わせ先まで確認をお願いします。

10 ポスター広告に関する問い合わせ先

〒753-8504 山口市滝町1-1

山口県警察本部会計課管財第1係

TEL 083-933-0110